

公益社団法人国東市シルバー人材センター
役員の報酬等及び費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益社団法人国東市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の定款第28条第3項の規定に基づき、センター役員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般社団・財団法人法」という。）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「公益認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図るものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、総会で選任された理事のうち、センターを主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、総会で選任された理事のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益認定法第5条第13号に定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等)

第3条 役員は無報酬とする。ただし、定款第28条第1項ただし書きの規定に基づき、理事長に報酬を支給する。

2 理事長の報酬は、1回3,000円とする。その名称のいかんを問わず賞与及び退職手当は支給しない。

(報酬の支給日)

第4条 報酬の支払日は、毎月21日額を定める場合を含め、月額をもって支給するものとし、支給日は職員給与規程第4条を準用するものとする。

(報酬の支給方法)

第5条 報酬は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。

2 報酬は、法令に定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあ

った立替金、積立金等を控除して支給する。

(公表)

第6条 センターは、この規程をもって、公益認定法第5条第1項第13号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(補足)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て別に定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

附 則

(報酬等)

第3条第2項

月額30,000円

を 1回3,000円と改め、平成25年4月1日から施行する。